

# 公益財団法人 成建福祉財団

## 令和7年 高齢者施設の助成金募集要項

### 1. 趣 旨

公益財団法人成建福祉財団（以下、「本財団」という）は、神奈川県内の高齢者福祉施設における生活の充実を図る支援活動を行うことで、高齢者が質実剛健の精神をもって生きられる地域社会の構築に寄与することを目的としています。

※当財団は、令和6年2月14日付にて、公益社団法人及び公益財団法人に関する法律第4条の規定に基づき神奈川県知事より公益財団法人の認定を受けました。

当財団では、公益財団法人への移行後も社会貢献の一環としての助成金事業を継続するとともに今回の認定を機に更に公平に充実した助成金事業を行います。

### 2. 対象団体

次に掲げる神奈川県内の高齢者福祉施設を運営する非営利活動団体で、施設開設後、5年を経過した団体。施設単位の申し込みではなく運営団体での申し込み。法人所在地が県外であっても事業対象施設が県内にあれば申し込み可。

但し、助成先は法人となります。

対象団体は、原則株式会社・有限会社・合同会社を除く下記の法人。

- (1) 社会福祉法人（社会福祉協議会を含む）
- (2) 公益法人（特例民法法人を含む）
- (3) 宗教法人、その他公益事業を行う特殊法人
- (4) 社会福祉に関する事業を行うもので、選考委員会が適当と認めたもの
- (5) 特定非営利活動法人
- (6) 福祉活動を行っているボランティア団体
- (7) 福祉活動を行っている団体で、選考委員会が適当と認めたもの

#### 【上記高齢者福祉施設の定義】

（入所）

- ・特別養護老人ホーム・介護老人保健施設 ・介護医療院、介護療養型医療施設
- ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症対応型共同生活介護
- ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護

（通所）

- ・通所系サービス事業所

### 3. 対象事業

高齢者福祉施設に係る施設および設備の整備事業

（事業例：浴室改修工事、内装・外装改修工事、空調設備改修工事、トイレの増設工事、水道・電気工事、厨房改修工事）

- ※ 同一事業について他団体の助成金等を受ける場合は助成の対象となりません。
- ※ 助成決定以前に既に「契約・着手」している事業は助成対象となりません。
- ※ 申込事業が法令上違反状態にある場合は助成の対象になりません。
- ※ 原則対象事業の実施は令和8年3月末までに行ってください。

- ※ 総事業費が 300 万円を超える事業でも申込可、超過分は施設負担となります。
- ※ 大規模修繕工事(年度をまたぐ工事)は対象外。
- ※ 複数の工事(トイレ改修とフロア床張り替え等)での申込可。
- ※ 1 法人につき 1 件の申込となる為、複数施設からの申込については、法人において一括して申し込むものとする。
- ※ 複数工事及び複数施設からの事業を一括して申し込む場合は全ての事業が終了した時点での助成となります。
- ※ 施工業者の指定は業者所在地を含めて指定はありませんが、ご提出頂いた見積書は財団において検証します。特段の理由なく見積もり金額が高い場合は助成対象から除外致します。

#### 4. 助成金額と給付の方法

- (1) 助成金額                      1 件 3 0 0 万円以内
- (2) 助成率                        対象事業総額の 1 0 0 %

#### (3) 給付の方法

助成金は、対象事業の竣工後に入金致します。

(申込団体名義の銀行の預金口座に入金致します。)

給付までの流れは下記です。

- ① 助成先決定後、助成金決定通知書を送付致します。通知書受領後に施工業者との間で請負契約を締結し、速やかにコピーを財団へ提出。工事着手金が必要な場合は自費でお支払ください。
- ② 工事竣工後、完了報告書を財団事務局へ提出してください。完了報告書には下記書面を添付してください。
  - ・施工業者からの請求書
  - ・完成工事の写真
  - ・運営団体の振込先情報
- ③ 財団において上記②（完了報告書等）を確認後、遅滞なく運営団体口座へお振込みします。

#### 5. 報告の義務

助成対象事業終了後 1 ヶ月以内に、所定の「助成金領収書」を必ず提出していただきます。上記領収書のほか、施工業者の領収書に加えて金融機関振込票を添付して下さい。基本的には業者への支払いは必ず金融機関を利用して振込んでください、その際の振込手数料は申請団体負担となります。

#### 6. 手 続

##### (1) 必要書類

- ア 申請書
- イ 事業計画書
- ウ 工事の見積書の写し、現況写真
- エ 申込法人の前年度の収支決算書（法人全体と助成事業対象施設の貸借対照表及び損益計算書。

※3月期決算の場合は、令和5年度(6年3月期)の決算書と令和6年度の予算書をご提出下さい。

- オ 申込団体の定款、団体規約、会則
- カ 申込団体のパンフレット・チラシ等

(2) 提出方法

本財団事務局宛郵送のこと。

選考において公平性を保つ為、申請書類持参による申請の受付は行いません。

(3) 申込期日

令和7年3月1日～令和7年5月31日(必着)

(4) 提出先(お問い合わせ先)

〒216-0005

住所 神奈川県川崎市宮前区土橋 2-6-17 (株式会社成建内)

公益財団法人 成建福祉財団 事務局

電話番号 044-856-0811

## 7. 助成先の決定

- (1) 助成先の決定は、本財団の選考委員会の選考を経て理事会が行い、その結果を令和7年8月末までに書面にて申込団体に通知します。
- (2) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

## 8. 個人情報と情報公開について

申請書などにご記入いただいた個人情報は、選考手続に際し選考委員会へ提供するほか、選考結果の連絡に利用致します。ご記入いただいた情報は、このたびの助成のみに使用し、他の目的には使用致しません。

助成先として採用された団体につきましては、本財団の助成先情報として下記内容を公開することをご了承ください。

- ・法人名
- ・施設名
- ・助成内容(助成内容が工事の場合は施工業者名も公開致します。各施設は発注する施工業者に業者名の公開について同意を得てください)

## 9. 反社会的勢力対応

反社会的勢力および反社会的勢力と関係すると認められる団体からの申請は受け付けられません。また、万一助成金交付後に反社会的勢力等であることが判明した場合は、助成金を返納していただきます。

## 10. その他留意事項

提出された申請書等の書類は返却致しません。

本財団以外の財団等から、同一の事業で助成が決定した場合、必ずご報告ください。また、助成決定後、実施困難となった場合および大幅な内容変更が生じた場合には、必ずご報告ください。これらの場合、本財団からの助成を辞退または一部返納していただく場合があります。

以上